

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十月十三日

指令川建セ第二七〇〇六〇〇号

二 検査済証番号

平成二十八年五月二日

川建セ第二八〇〇〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字玉ノ岡八百四番十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山六百四十一番地

初雁 玲子